

Ⅰ. 第2回（7/27）の開催報告

令和6年度第2回未来会議 資料1－2①

1. 参加者 25名（男：11名、女：14名）

（小学生区分：11名、中学生区分：6名、高校生区分：5名、18歳以上：3名）

※グループの参加人数に偏りがあったため、一部のグループを統合し、全6グループとした

2. 実施内容

（1）「夢と希望の島（まち）」ワーク実施

- ・何もない島に参加者が意見を出し合って「なんでやねん」と言わなくてもいいような夢と希望の島をつくるワークを実施し、ワークを通じて意見を表明することや何もないところから自分たちで考えてアイデアや意見を出すといったことを体験。

（2）「意見の言いやすさ、言いにくさ」についてアンケート結果を踏まえた意見交換を実施

- ・各グループで出た意見は「資料Ⅰ－Ⅰ」を参照

3. 当日の参加者アンケート結果

（1）本日参加した感想 ・楽しかった 21名（84%）

・まあまあ楽しかった 4名（16%）

・あまり楽しくなかった、楽しくなかった 0名

（2）「夢と希望の島」をグループで作るときに、あなたの考えや意見を言うことができたか？

・言うことができた 23名（92%）

・まあまあ言うことができた 2名（8%）

・あまり言えなかった、言えなかった 0名

（3）（2）の選択肢を選んだ理由は？

- ・みんなが優しく見守ってくれたので自分の意見を言うことができたから
- ・みんな否定せずに聞いてくれる
- ・自分の言った意見が通ってうれしかった
- ・話しやすい雰囲気だったから
- ・なんでもあり！だったから など

（4）あなたが自分の考えや意見を言いやすいと感じるのは具体的にどのような時か？

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ・人が少ないとき | ・母数が少ない時 |
| ・少人数で集まって自分の意見を否定されないとき | |
| ・否定や反対されない時 | ・相手が全てを肯定してくれる時 |
| ・みんなが喋っている時などがいいやすい | ・グループで雑談まじりで話すとき |
| ・知らない人が多いとき | ・相手と対等な立場のとき |
| ・どんな時も言いやすかった | ・安心しているとき |
| ・意見に反応してくれる人がいるとき | ・みんなが自分の意見を言っている時 |
| ・味方が多い時は言いやすい | ・話し合いの場など |
| ・ディスカッションなどの場で話し合い | ・ゆるーく話ができるところ |

◆こども・若者による意見表明の条例検討部会について

(5) あなたが自分の考えや意見を言いやすくするために、おとなに求めるものは何か？

- ・ 少人数がいい、2人3人などで話し合いさせてほしい
- ・ 受け入れる姿勢を見せて話を聞いてくれる、否定から入らない
- ・ 聞くだけでなく、大人も意見を言ってほしい。否定とかをしないでほしい。
- ・ 優しく、反対しないようにしてもらいたい
- ・ 意見を否定しないとき ・ 肯定 ・ 安心感
- ・ 秘密を守ってくれる大人の人 ・ 相談したことを秘密にしてくれる
- ・ 意見にしっかり耳を傾けてくれて、実行しようと考えてくれる姿勢
- ・ 「意見を聞く」という姿勢を明確にすること ・ 聞く力
- ・ 話しやすい空間 ・ 話しやすい雰囲気を作してほしい ・ 適した環境
- ・ 意見を言ったとき反応してくれる
- ・ 私の意見を言うとき、静かにして聞いたら言いやすくなる
- ・ あまり深掘りしないでほしい。言いやすい場面はない
- ・ 周りのおとなが自分の意見を発言できる場を設けてほしい
- ・ 流れをつくってほしい ・ できるだけ言われたことを実行する
- ・ 言う機会 ・ 怖さを無くすこと ・ とくにない

2. 第4回(9/14)の開催内容(予定)

- ・ 日時 9月14日(土) 13:30~15:30
- ・ 場所 キセラ川西プラザ 2階 大会議室
- ・ 内容 「(仮称)こども・若者参加条例」の内容について
条例の内容や前文について、当事者であるこども・若者と意見交換を行う

3. 今後のスケジュールについて

- ・ 「資料1-2」を参照

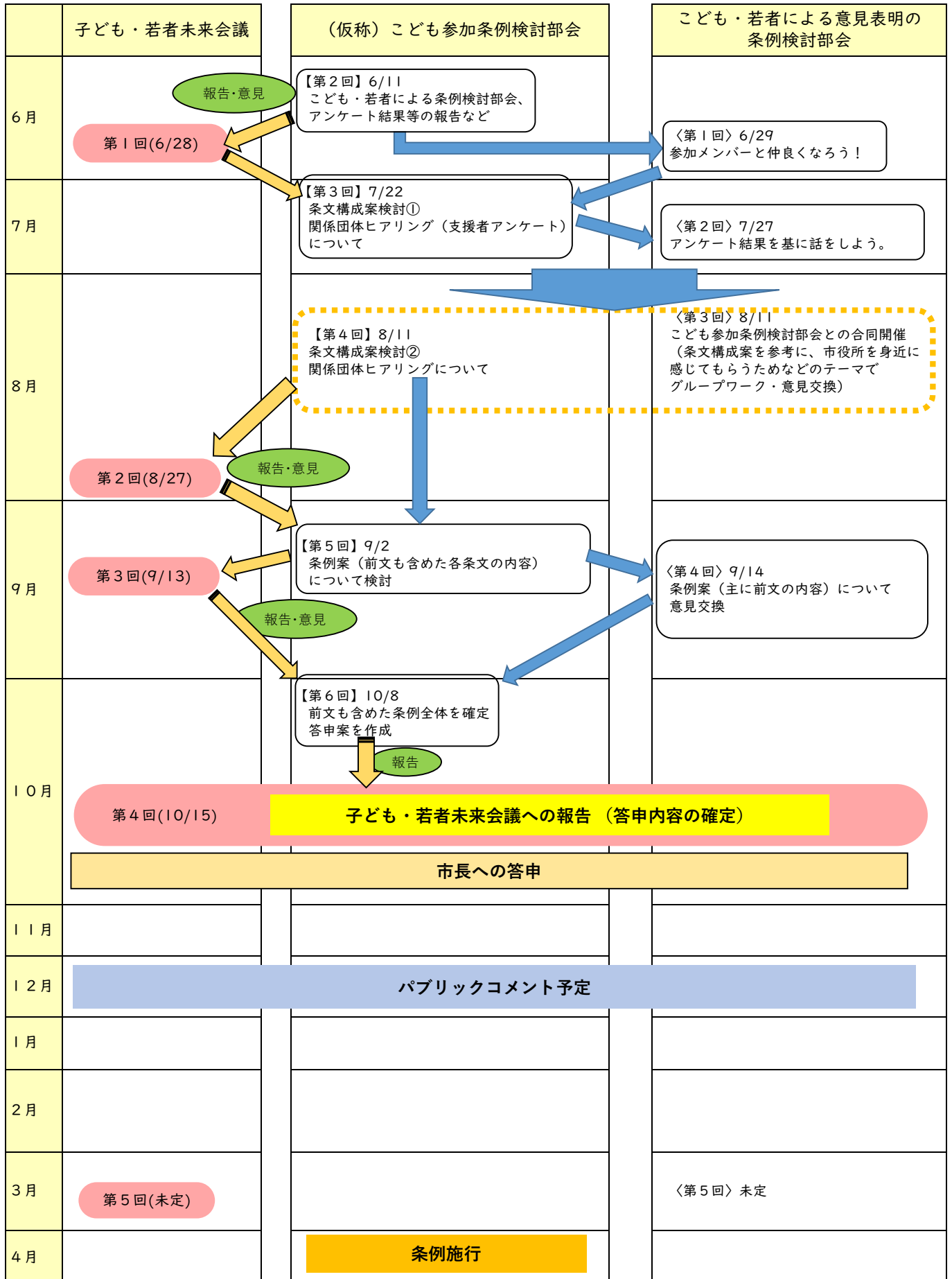
令和6年度第2回未来会議 資料1-2 ②

●「意見の言いやすさ、言いにくさ」 第2回子ども・若者による意見表明の条例検討部会 子ども・若者の意見

	言いやすい	言いにくい
意見を言う相手	親友には言いやすい 親しい友だちには言える 仲が良い友達なら言いやすい 慣れている友だち 仲の良さは関係ない 友だちなら言いやすい 仲があまり良くない人	仲良いけど親友とかじゃない人には言いにくい ふつうの友達、最後まで聞いてくれない人にはちょっと・・・ 自分の意見だけが違う場合空気を読んで言わない←親しくない友達 親しくない友達は場合によっては言えない 相手が何を考えているか分からない友だちだと言いにくい
	家族にも言える 家族なら。けど怒った時は無理	家族、先生（友達以外）には心配されるのが嫌いなので、言えないこともある 母・父には言いにくい
	おもしろい親しまれる先生 中学校の先生 言いやすかった 先生、大人、小さな子	先生には言えない 怒らせると怖い先生 個人的なこと言いたい→先生内で共有してる
	意見を最初から否定しない人 全てを肯定してくれる人 年齢が近い 近い年代の人達がたくさん周りにいたから 周りの雰囲気や相手が自分と対等の立場だから タメロで話せる 聞いてくれる人がやさしそうなら言いやすい 近い考えを持っている しっかりしている 優しいだけでは・・・ 優しい人ならいいやすい 信頼できる人に相談しやすい	印象が暗い人 目線 関係性が深い人には話にくい 上下関係があるとき 年上の人（偉い人、校長） 言いにくいのは相手が目上の人だったりするとき
意見を聞く側の姿勢	みんなが否定しないから 意見を否定されるという心配がなかったから	否定されるのが怖い
	受け入れる姿勢を見せてくれる 間違いを指摘されなかったから	最後まで聞いてくれない
	怒っていないとき	怒られているときは言いにくい 相手が怒っている時 怒られているとき
	意見に変とか言われないとイける 先生から”相談して”って言ってくれたとき 聞いているときの表情	相手の視線を気にする時 先生が勝手に共有する
意見を言う状況や環境、まわりの雰囲気など	みんなが意見をいっていたから みんなが発言していたから 意見を言っているのが自分だけじゃなかったから	みんなが無言の時言いにくい 1番手の時・・・言いにくい 順番があるとき（考えなければという気持ちがおきる）
	みんなて意見を出し合う場所だったから話しやすかった 話し合いなどの時（今回の意見表明など） ディスカッションみたいな場なら言いやすい	
	自由に発言しても良いと思ったから 何でもあり!だったから 何も決まっていないとき 自由に決めれるとき	
	人数が少ない時 母数が少ない 人数が少なかったから 少人数で静かなとき	人が多いと言にくい 大人数の前で一人で意見するのはこわい 誰かが怒られてみんなが静かになったとき
	優しい、周りが少しうるさいとき 味方がいっぱいならいい 否定されないルールがあったから 言いやすいのは周りが同意しているとき 反対意見がなかったから	自分の意見に賛同してくれる人がいないから言いにくい
	話を聞いてもらえる状況（うるさくないクラスなど） 難しいお題ではなかったから 笑える話はいける メールとか文章の方がやりやすい	真剣な話 気まずい距離感 面と向かって。きっちりした空気だと言いにくい
	学校 公共の場所 公共の場所 家などの公共の場所じゃないところ	学校で手をあげてみんながこっちを見ている時
その他		意見を言う機会がない したいけど言いにくい 恥ずかしい 言っても変わらない 言っても解決しない 緊張する
どちらでもない	一部の親しい人	

令和6年度第2回未来会議 資料1-2③

◆今後のスケジュール



こども・若者の意見表明に関する支援者ヒアリング結果

1 目的

声を聴かれにくいこども・若者については、関係団体等へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、声や意見を聴くための工夫や手法の検討につなげることを目的とします。

2 方法

支援者に対しグループヒアリング形式で実施

3 実施期間

令和6年6月20日～8月5日

4 助言及びヒアリング支援

渡邊充佳 氏

5 質問項目

- (1) こども・若者の声の聴かれにくさの背景や要因。意見表明ができているか
- (2) こども・若者に意見を聴く手法、誰が誰に聴くのか、場所や環境
- (3) 支援者がこども・若者の意見や考えを汲み取るうえで大切にしていること
- (4) 支援者がこども・若者が意見や考えをあげやすくするために市に必要だと思うこと
- (5) (仮称) こども参加条例やこども・若者の意見表明についての自由意見

6 対象施設・団体等

対象施設・団体・相談事業	対象者	ヒアリング回数
小学校（校内サポートルーム・特別支援学級を含む）	不登校支援・生徒指導・特別支援等の教職員、養護教諭、外国にルーツを持つ子どもの担当教職員	2
中学校（校内サポートルーム・特別支援学級を含む）	不登校支援・生徒指導・特別支援等の教職員、養護教諭、外国にルーツを持つ子どもの担当教職員	1
特別支援学校	教職員等	2
保育所・認定こども園・幼稚園	保育士等	1
子ども・若者総合相談（市の相談事業）	相談員	1
家庭総合相談・教育相談（市の相談事業）	相談員・スクールソーシャルワーカー	2
子ども食堂・学習支援の運営団体	団体から選出	1
児童発達支援、放課後等デイサービス	保育士、相談支援専門員	1
主任児童委員	主任児童委員	1
人権相談（市の相談事業）	相談員	1

7 ヒアリング結果の一部

(注) ヒアリング結果の抜粋であり、支援者の意見をまとめたものではありません。

(乳幼児期のこども)

- ・ 0歳のときから、表情・目の動き・泣き声・身振り手振りで伝えている。
- ・ おとなの受け止め方によって差が出てくる。どんなときにでも受け止めてくれるという信頼関係が必要。
- ・ 乳幼児には、よく知っている慣れた場所で、イラストを見せるなどして具体的に伝える。好きな方を選んでシールを貼る等の方法で考えを伝えたりもできる。
- ・ 意見を聴くときは、ひとりの人間として、こどもと同じ目線に立って、否定せず待つ姿勢が大事。

(外国にルーツをもつこども・若者)

- ・ 授業などの場面では意見を言っているが、コミュニケーションを取る方法が少ないこともあり、丁寧に考えを把握するのが難しい。
- ・ 平仮名は読めても文章の理解ができないこともある。通訳の派遣は毎日ではないので翻訳機を使って、やりとりをする形になる。
- ・ まちづくりについて意見をきくときは、通訳の先生に必ず来てもらうように準備しておく。わかりやすい文章で説明し、選択肢から選んでもらうなどの工夫をしたら意見を言えると思う。

(性的マイノリティのこども・若者)

- ・ カミングアウトが関わってくる。信頼している人へカミングアウトができていたら、その人に相談や自分の考えを言える。
- ・ まちづくりなどの一般的な質問をするときは場所や環境で問題になることはない。当事者対象の意見聴取の場合は、プライバシーを守る配慮がある。手法としては、匿名でのアンケート、メールなどがやりやすい。
- ・ 対面で聴くときは、LGBTQ+について理解をして、当事者の状況に応じて聴いてほしい。
- ・ 広報誌の特集などでテーマとして取り上げて、声を募集するなどすれば、意見は出てくる。何も情報発信されない状況では、声をあげにくい。

(障がいのあるこども・若者)

- ・ 発語や発声がほとんどなく、身体は指先やまばたきくらいの動きの場合、表情の変化や反応で、思いを受け取ろうとしている。本人の思いに沿っているか確認するのは難しい。
- ・ 発語があって、発話がない場合は、手を伸ばして選択したり、「えほん」など発語で伝えられる。
- ・ どんな場面においても、選択できるようにする。いくつかの選択肢を用意して、手を伸ばす、目線などで意思表示してもらうことが多い。
- ・ 生活の中で習慣化されていること、体験や経験の積み重ねからの意見は、選択肢で示せる。
- ・ 電子機器の活用や、絵カード、写真などで具体的に示して、好きな方を選ぶなどで意見を聴くことができる。
- ・ 市のまちづくりだと、これから作るものに対する意見より、すでにあるものに対してモニターになってもらって、楽しかった・楽しくなかったなどの意見を出す方がいいかもしれない。
- ・ そもそも経験や体験ができなければ、意見を言うことはできない。場や機会にアクセスできるような環境整備が必要。

(不登校、ひきこもりのこども・若者)

- ・ サポートルームのこどもは、市の担当者が直接話をする方がいい。それで子どもたちが警戒することはない。「何だろう」と思って子どもたちもしっかり話を聞こうと思う。オンラインより直接来てもら方がいい。オンラインだと、集中しにくかったり、分からないことがそのままになる。
- ・ いつでも意見を言える状況にしておくのがよい。教室にQRコードを貼って、いつでも意見を言えるようにしている例があって良いと思った。
- ・ こどもの性格、聞く内容によって違う。個別対面が難しい場合はグループやアンケートだが、グループだと人の意見や流れで本心を言えない場合もあるので、そのようなときは、個別でするなど、場面に応じて手法を変える。

(虐待やいじめなどの経験をもつこども・若者)

- ・ 誰かに言うことだけでなく、聞き漏れてくる声を拾う、吸い上げる。「意見をきかせて」という聞き方で本音を聞くのは難しい。
- ・ 普段の「あんなのほしい」「～したい」というつぶやきを大切にする。
- ・ 声を聴かれにくい子が意見を出す事ができる環境は、一般の子も意見を出すことができる。

(貧困など困難を抱える家庭のこども・若者)

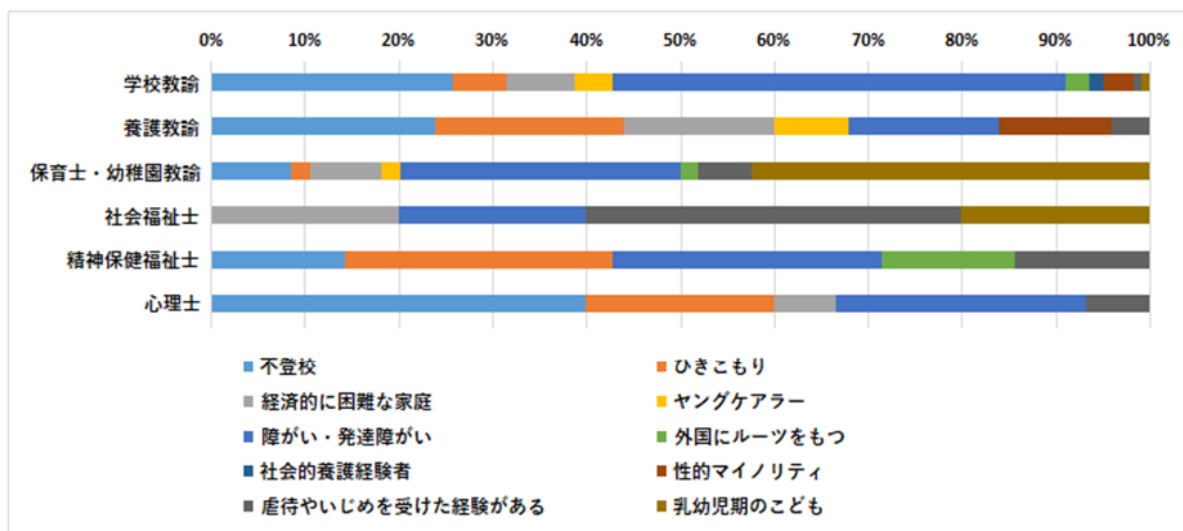
- ・ 外に出られない子も地域で少しずつつながっていく。自分の気持ちを言わないのではなく、言えない。自分自身でも何に困っているのかわからない。言語化できないが行動で表現している。誰かの役に立ちたい、感謝されたいという思いがある。地域での関わりの中で少しずつ気持ちを表してくるようになる。

こども・若者の意見表明に関する支援者アンケート専門性別のアンケート結果比較

「Q.2 あなたがこども・若者を支援するときに活かしている専門性についてお答えください。」にて、選択した回答別に Q3 以降を分類し、比較できる資料とした。

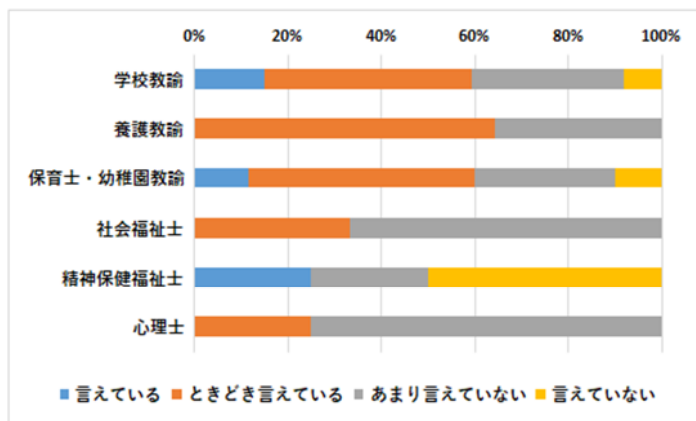
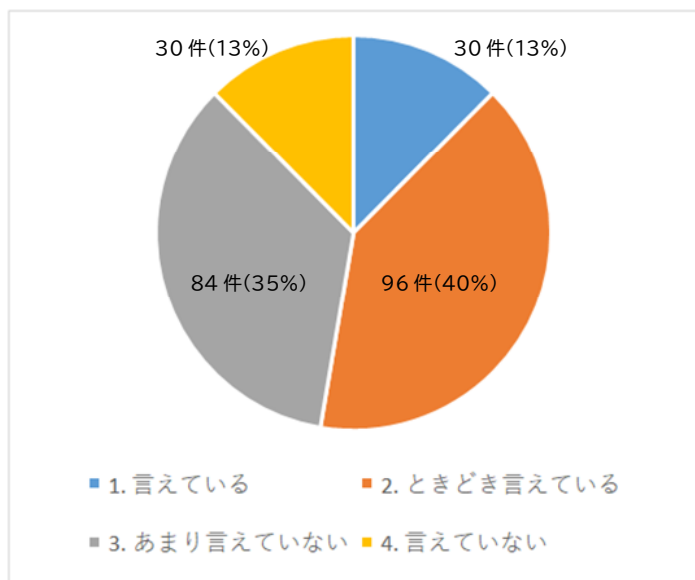
※Q2 では専門性を複数選択することが可能だが、今回分類した際にはそれぞれの専門性を単独で選んだ回答のみとした。
(複数の専門性を選んだ回答は除いている)

Q.3 あなたが支援しているこども・若者の声の聴かれにくさの背景や要因を選択してください
(主なものを二つまで選択してください)



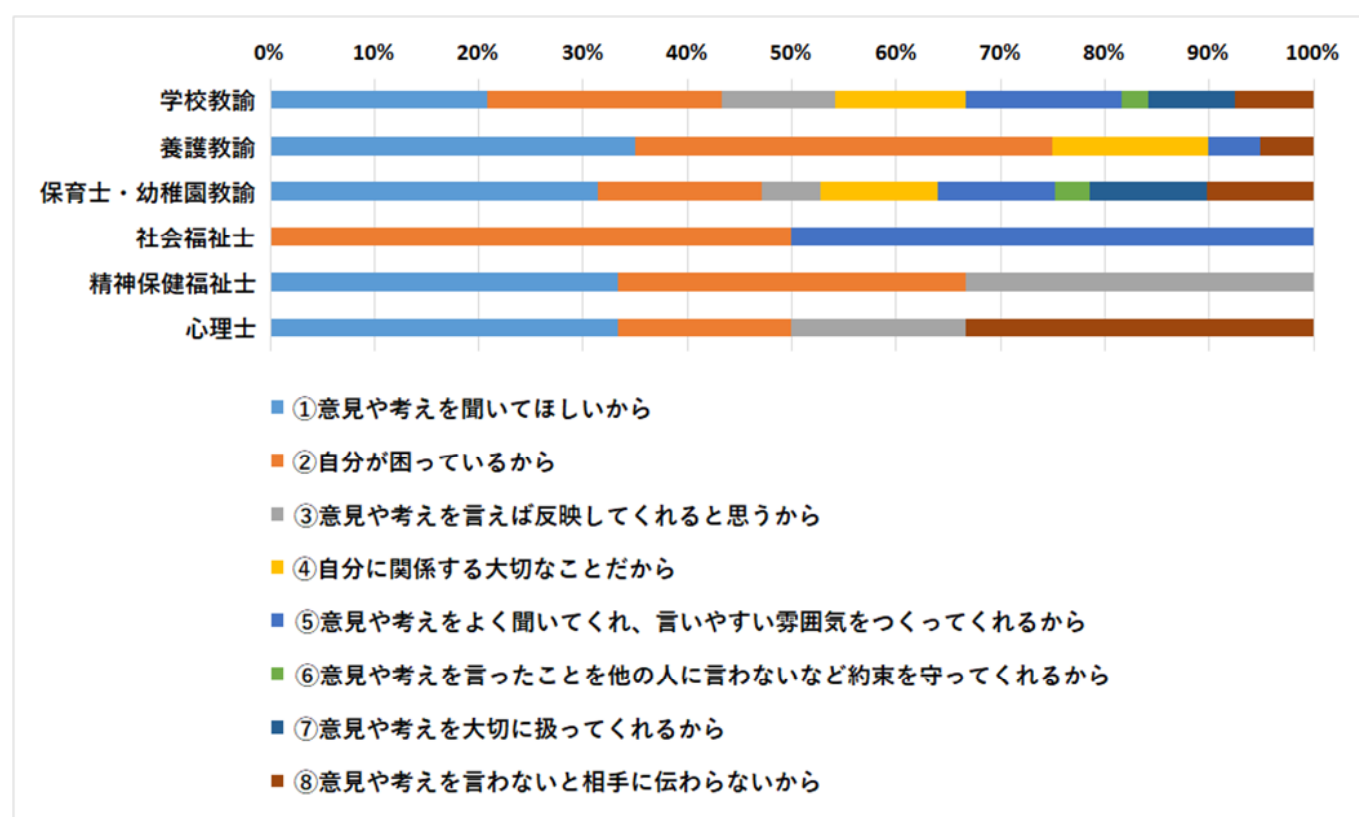
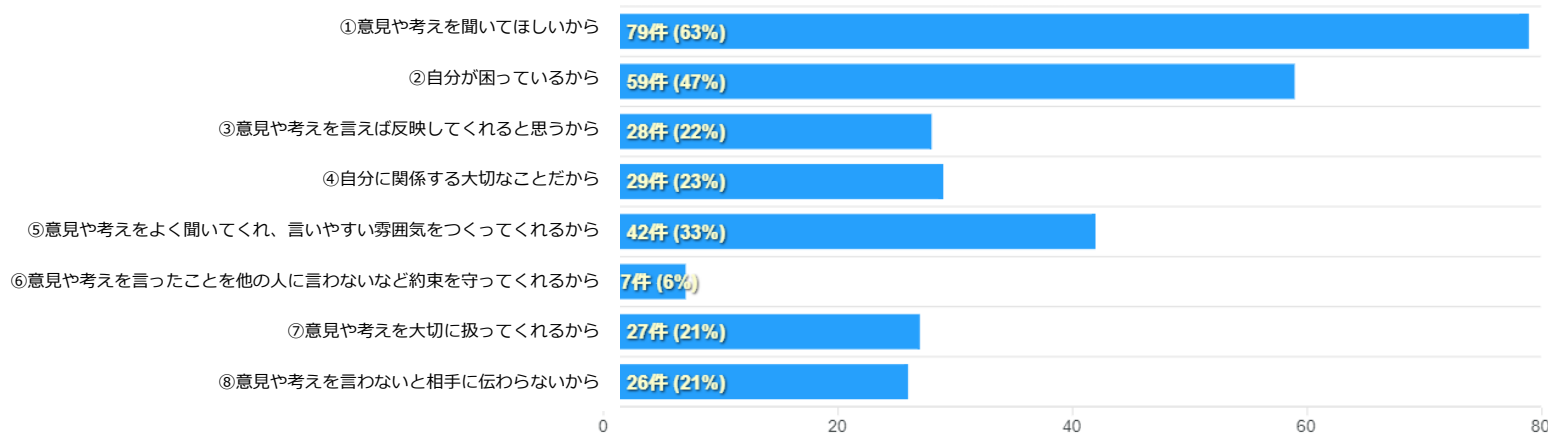
Q.4 あなたが支援しているこども・若者が自らに関係することについて何かを決めるとき、おとなに意見や考えを言えていると思いますか。

〈全体〉



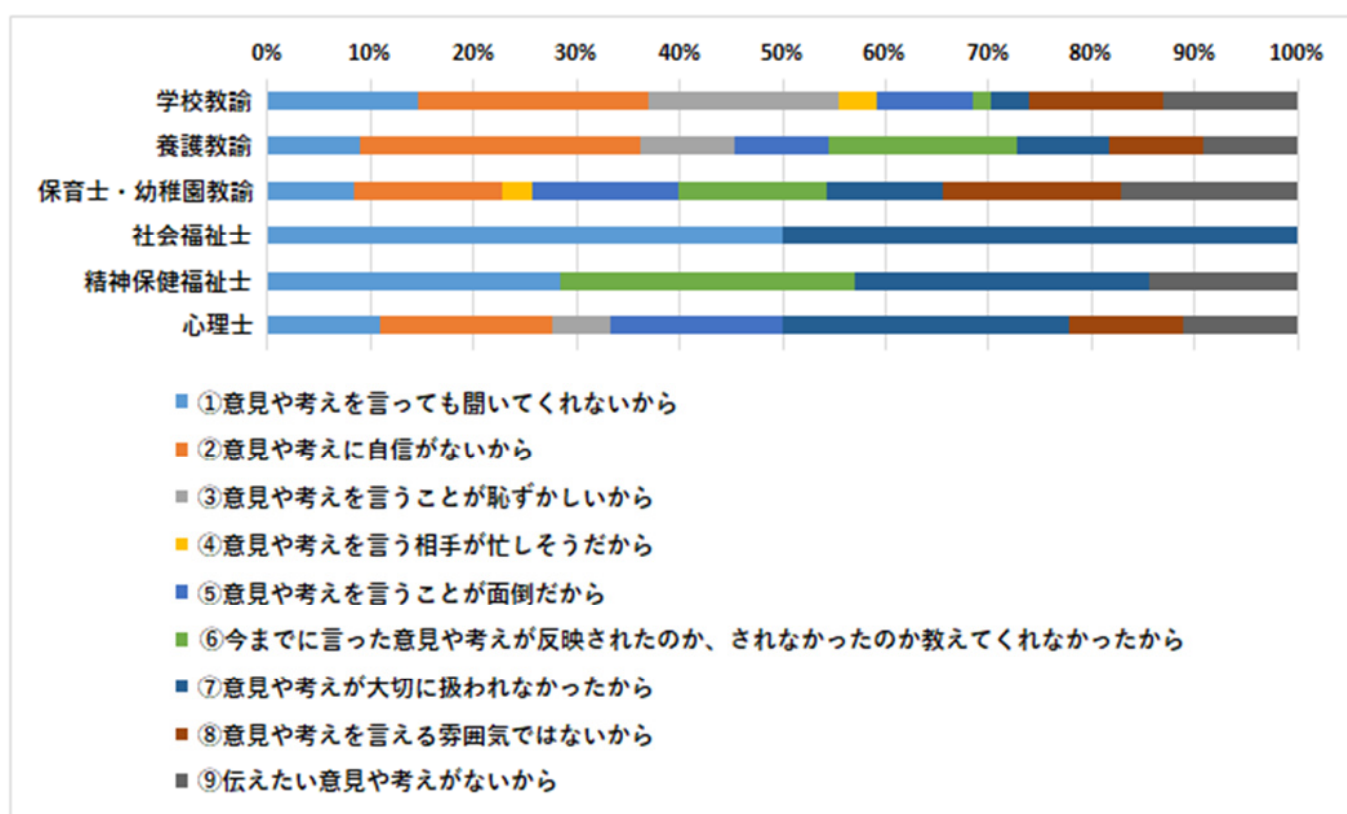
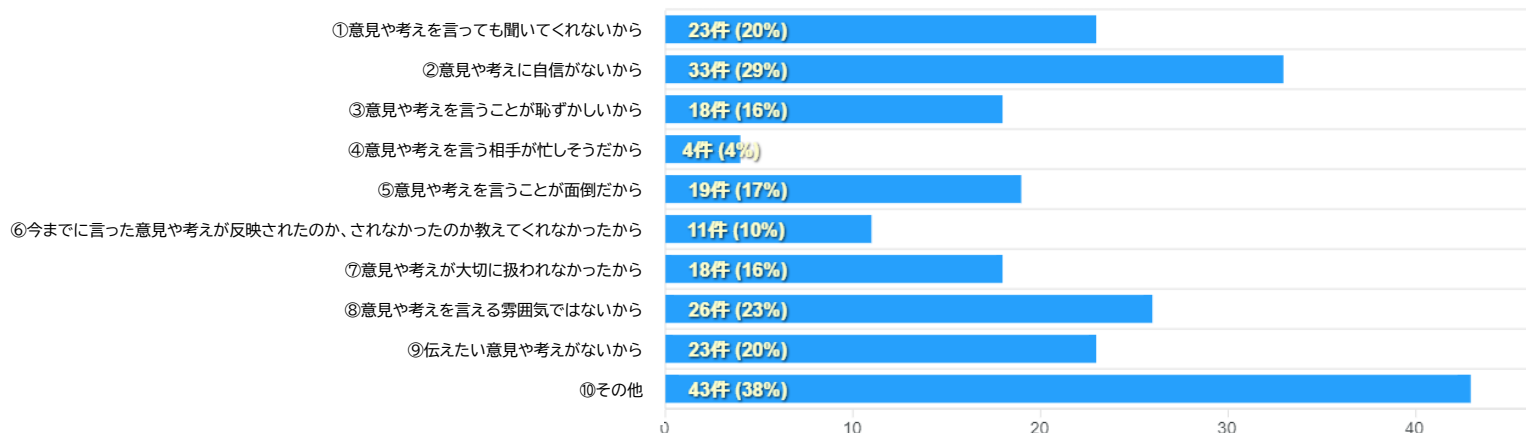
Q.5 Q4で、「言えている」「ときどき言えている」と回答した方に伺います。自分の意見や考えを言おうと思った理由は何だと思いますか。(最大3つまで選択してください)

〈全体〉



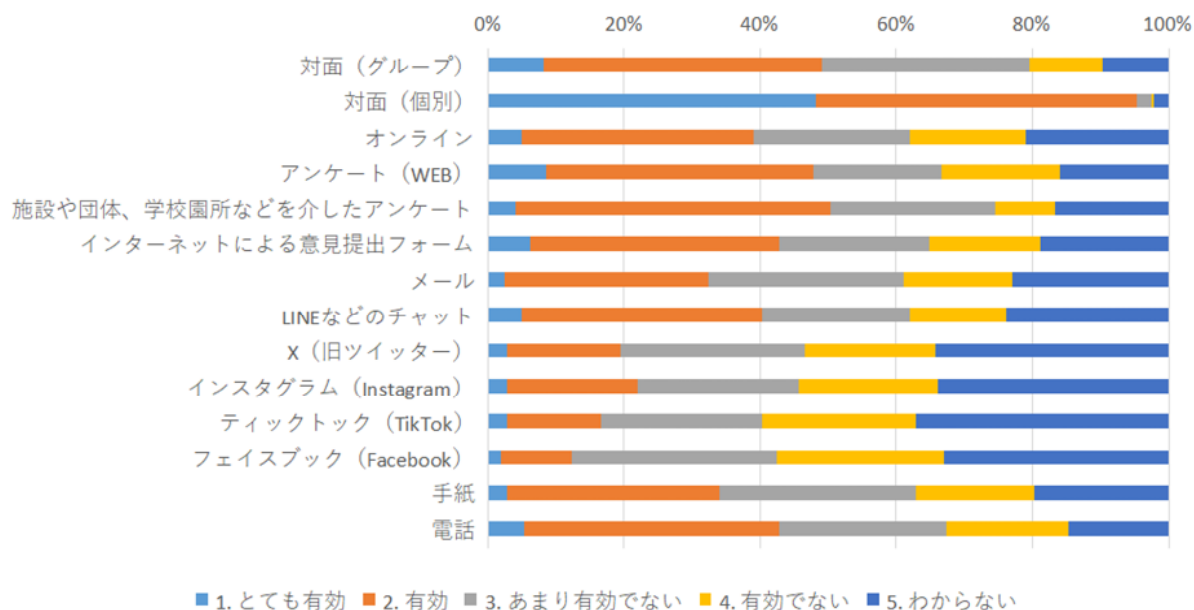
Q6 Q4で「あまり言えていない」または「言えていない」と回答した方に伺います。言えていない理由は何だと思
いますか？（最大3つまで選択してください。）

〈全体〉



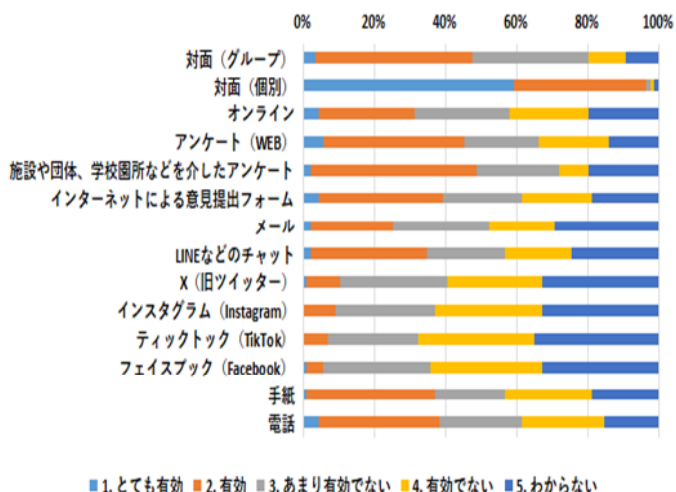
Q7 意見を聴く手法について、お答えください。

〈全体〉



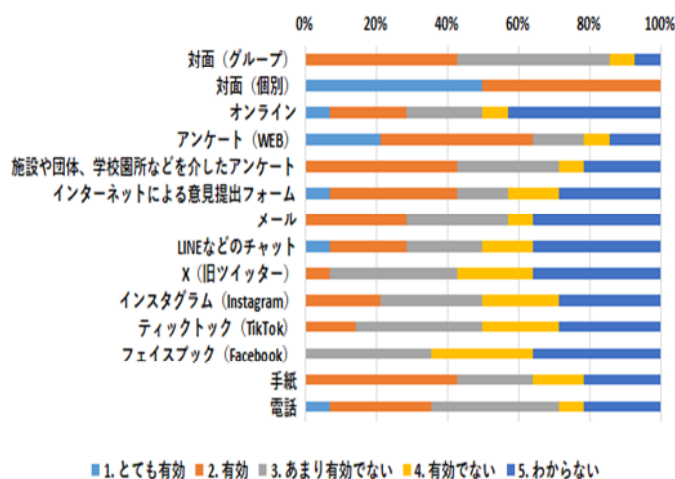
■ 1. とても有効 ■ 2. 有効 ■ 3. あまり有効でない ■ 4. 有効でない ■ 5. わからない

学校教諭



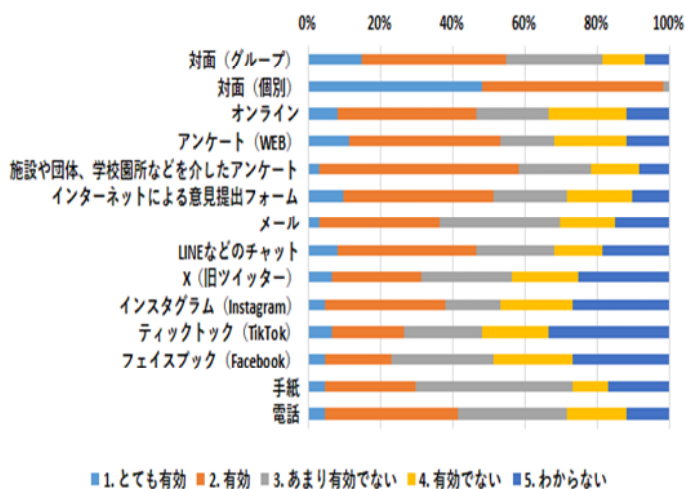
■ 1. とても有効 ■ 2. 有効 ■ 3. あまり有効でない ■ 4. 有効でない ■ 5. わからない

養護教諭



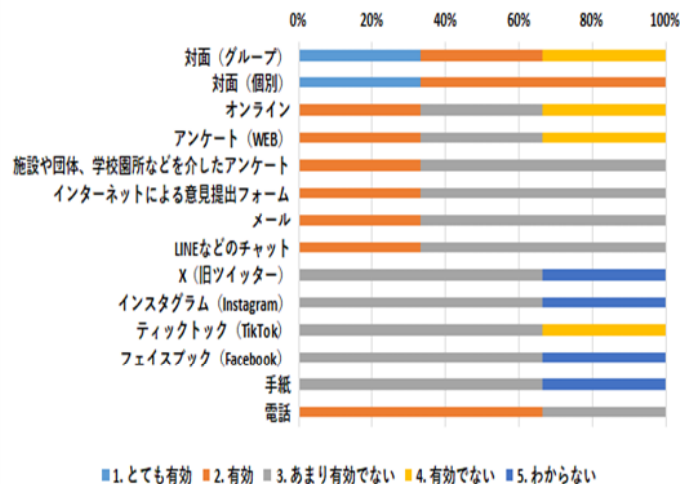
■ 1. とても有効 ■ 2. 有効 ■ 3. あまり有効でない ■ 4. 有効でない ■ 5. わからない

保育士・幼稚園教諭

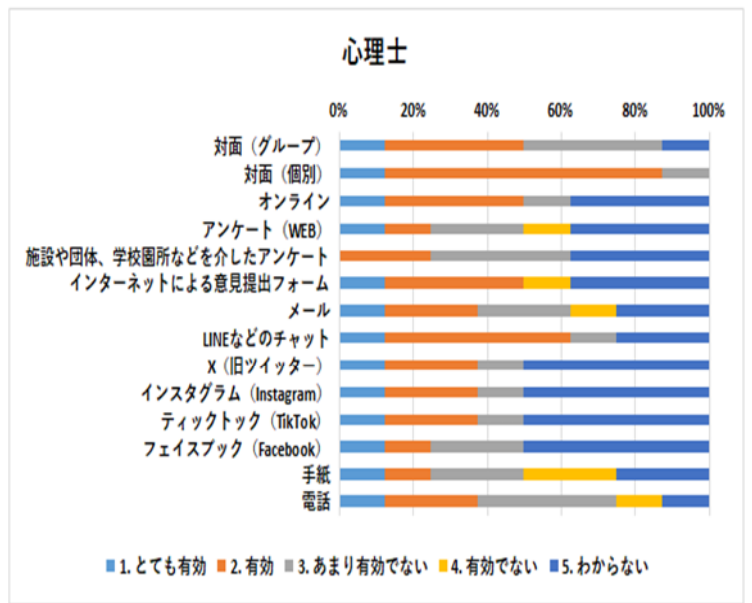
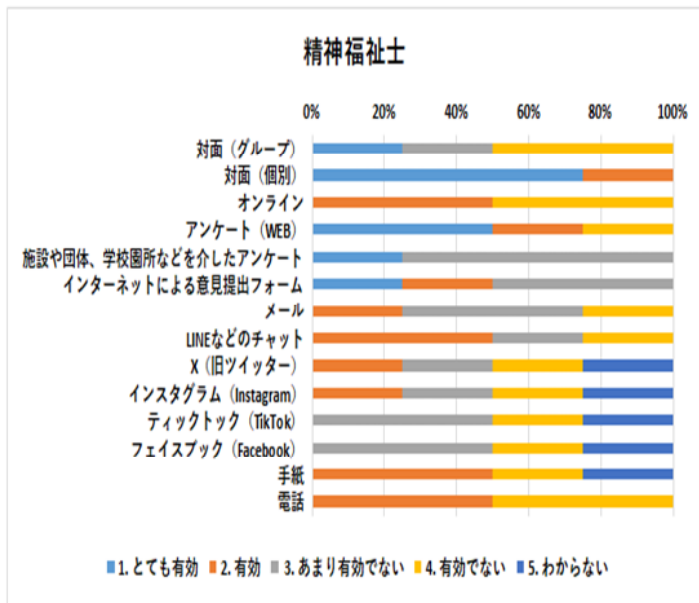


■ 1. とても有効 ■ 2. 有効 ■ 3. あまり有効でない ■ 4. 有効でない ■ 5. わからない

社会福祉士

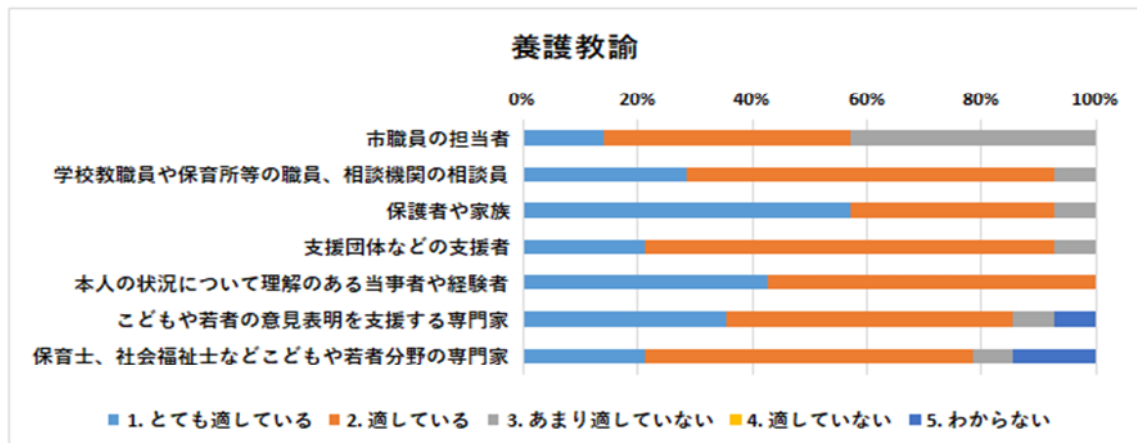
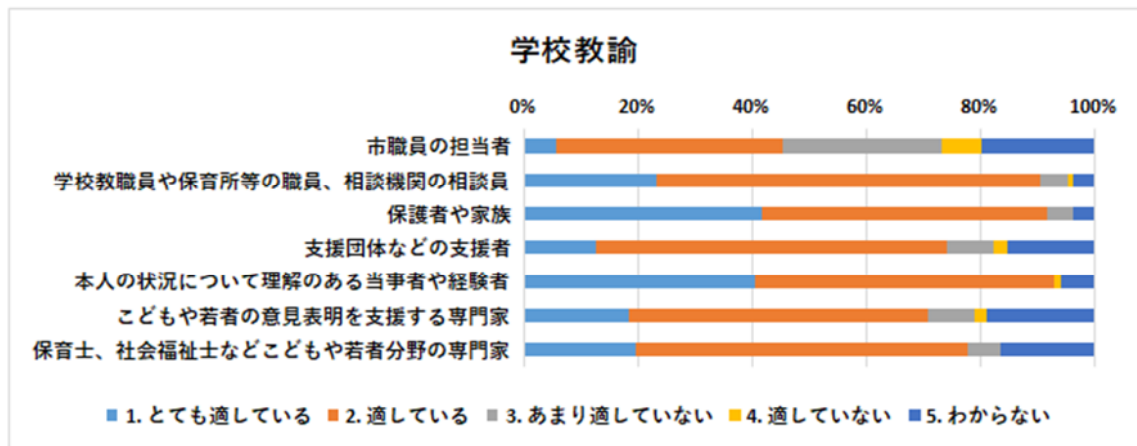
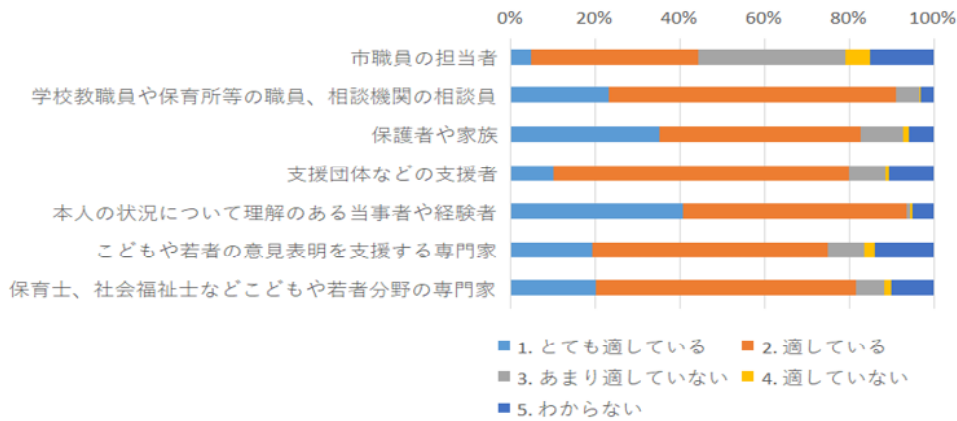


■ 1. とても有効 ■ 2. 有効 ■ 3. あまり有効でない ■ 4. 有効でない ■ 5. わからない

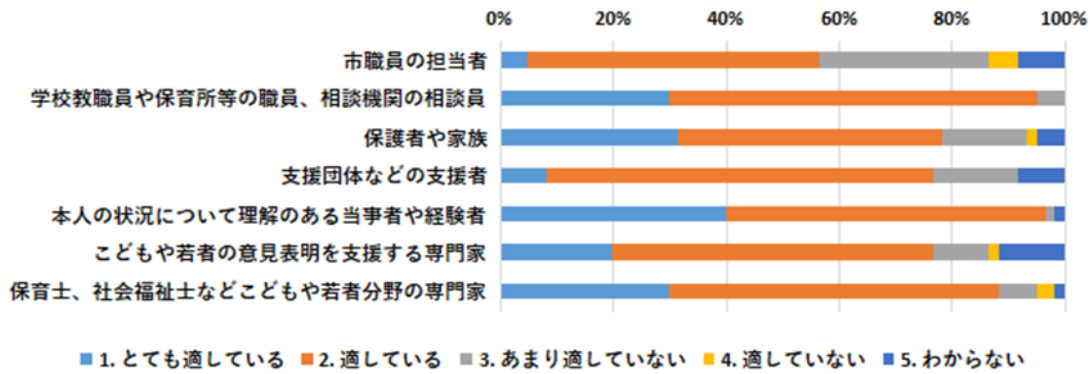


Q9. こどもや若者に意見を聴くのは、誰が適していると考えますか？

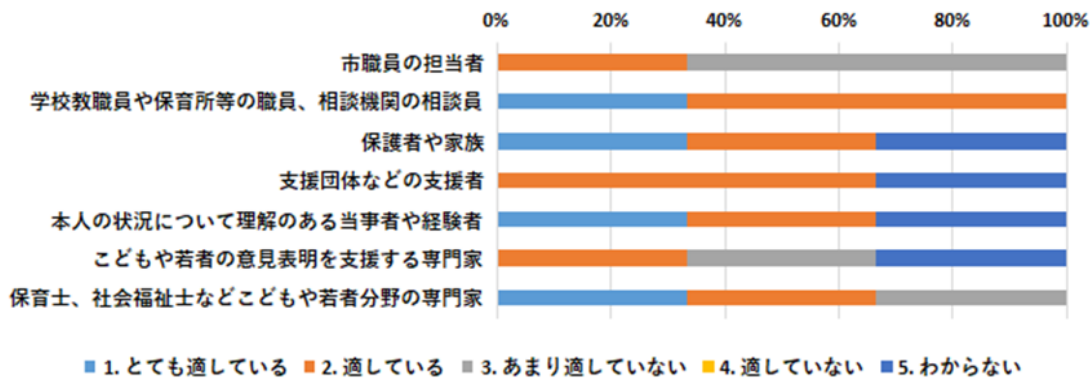
〈全体〉



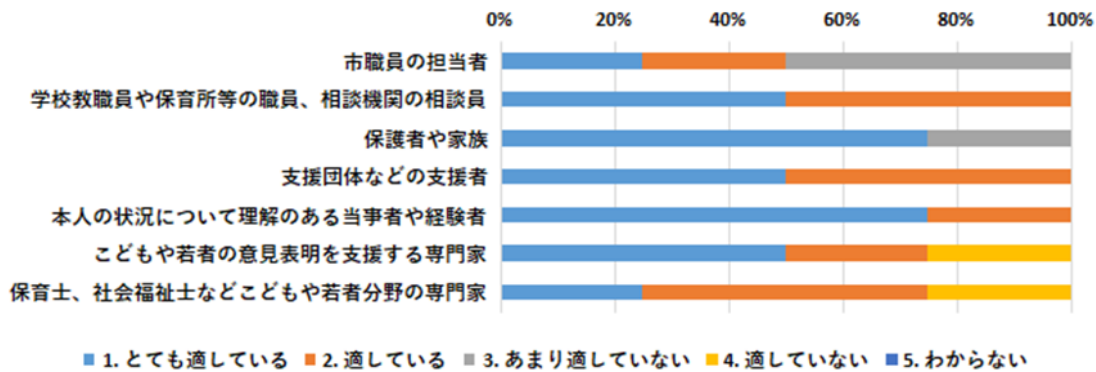
保育士・幼稚園教諭



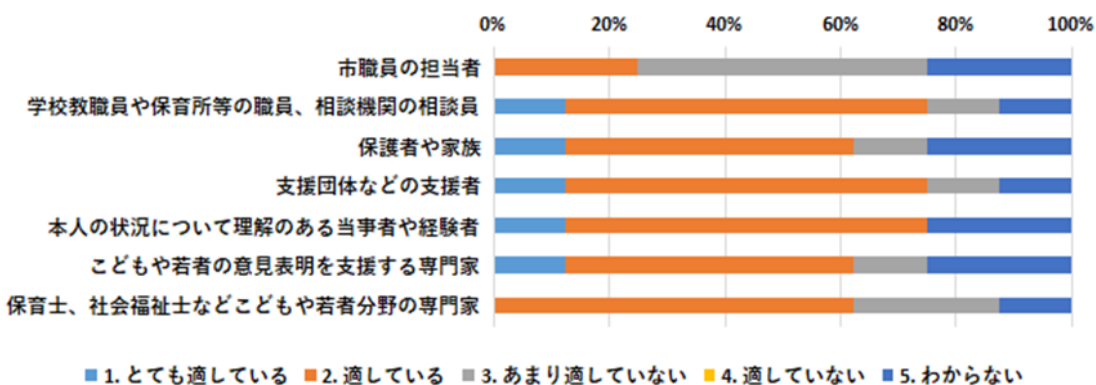
社会福祉士



精神保健福祉士

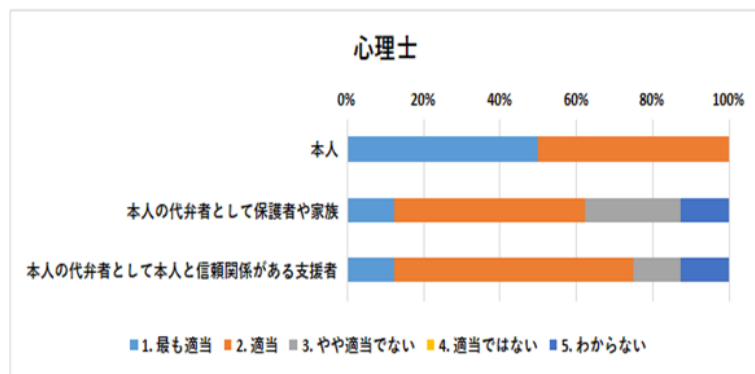
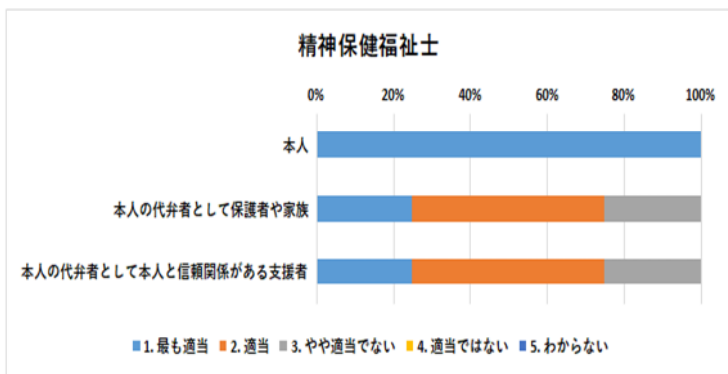
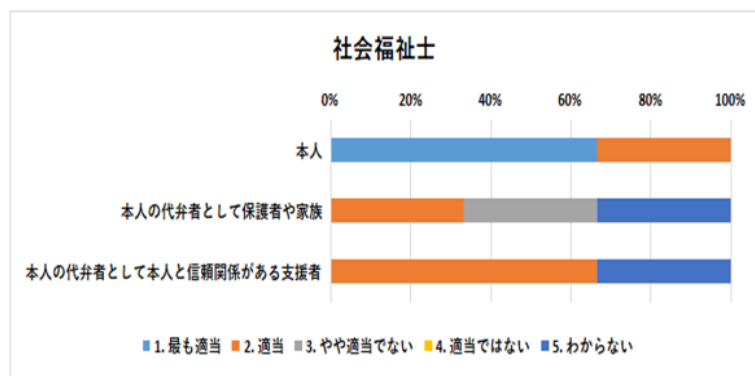
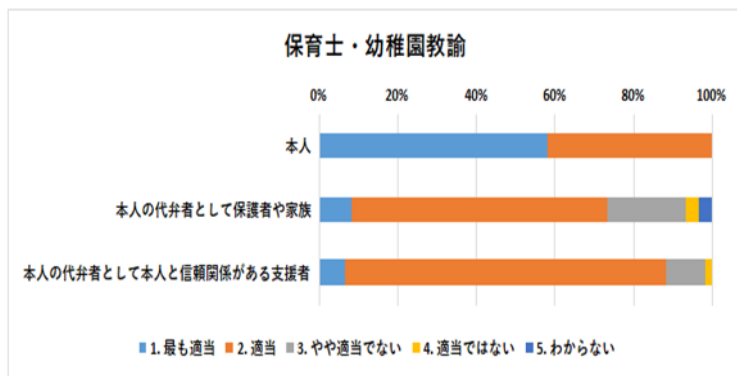
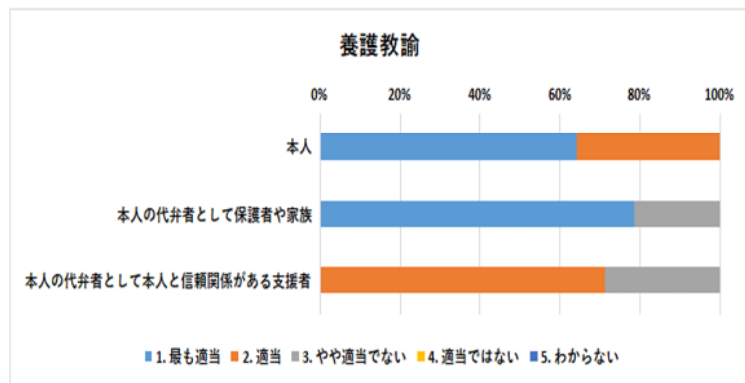
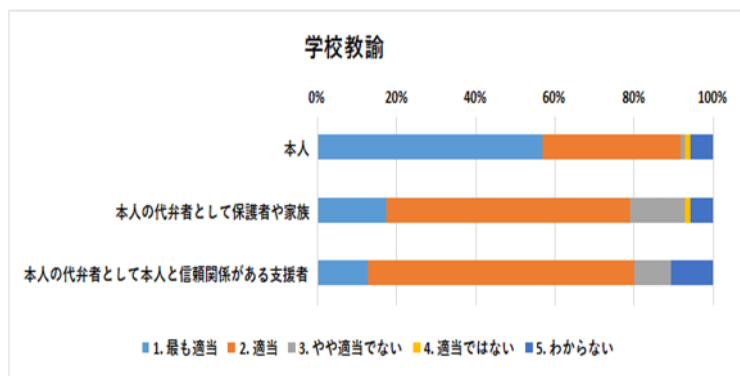
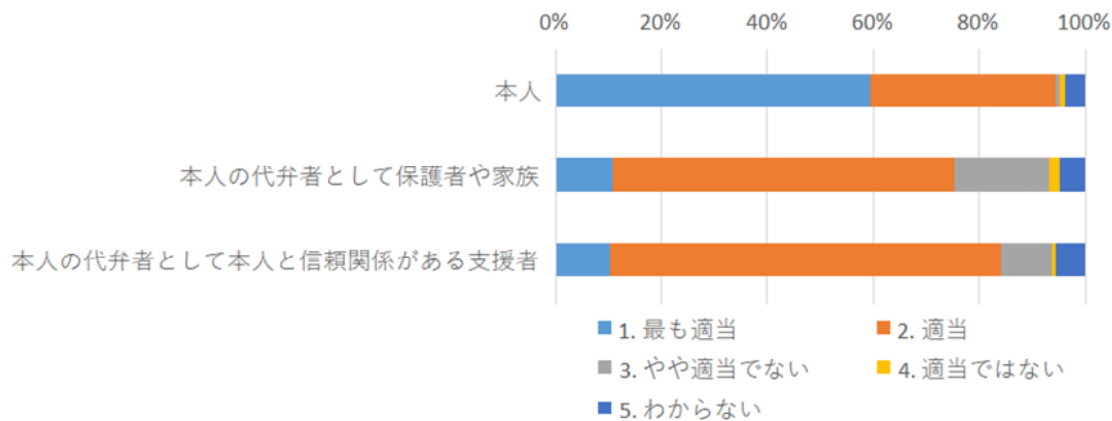


心理士



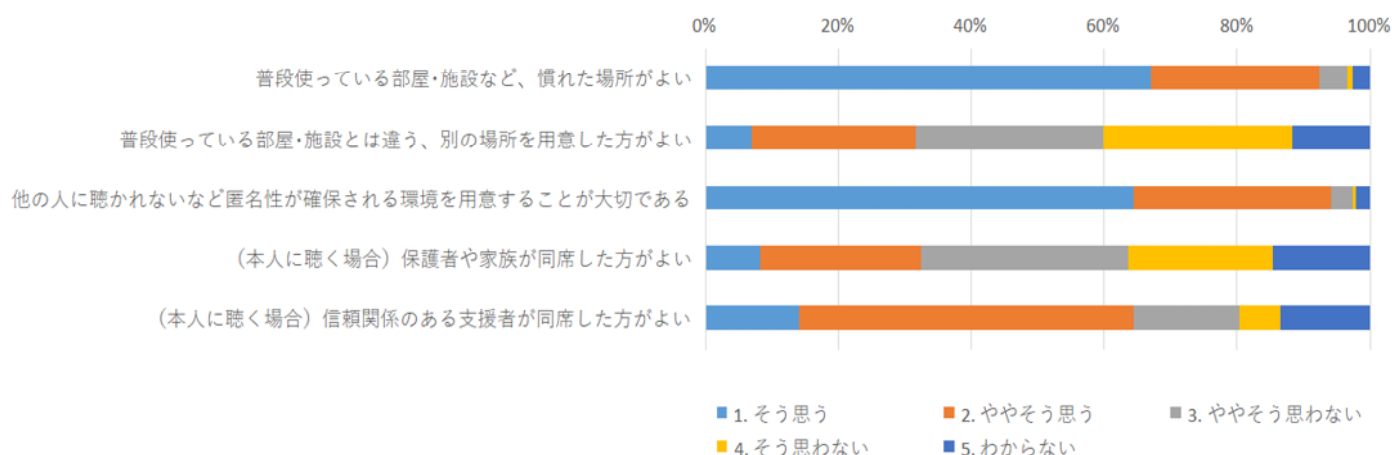
Q.11 意見は誰に聴くのが適切だと思いますか？

〈全体〉

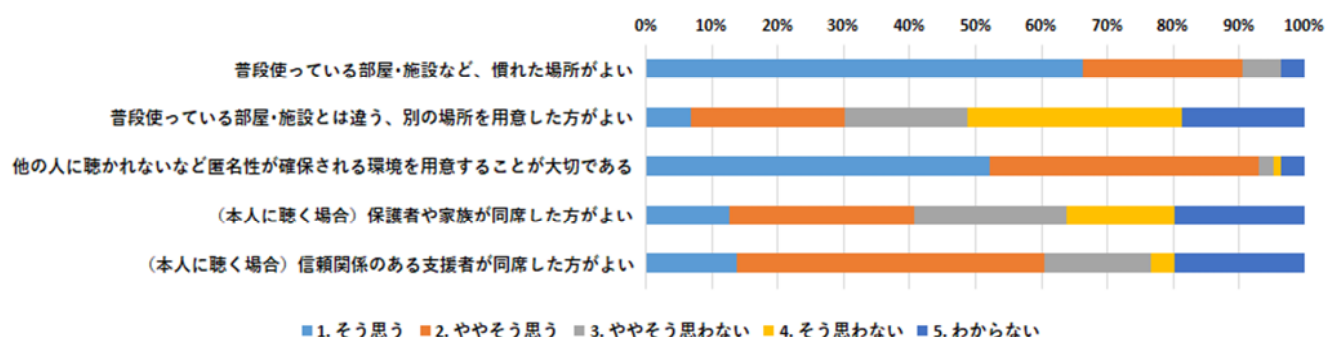


Q13 意見を聴く場所や環境について、お答えください。

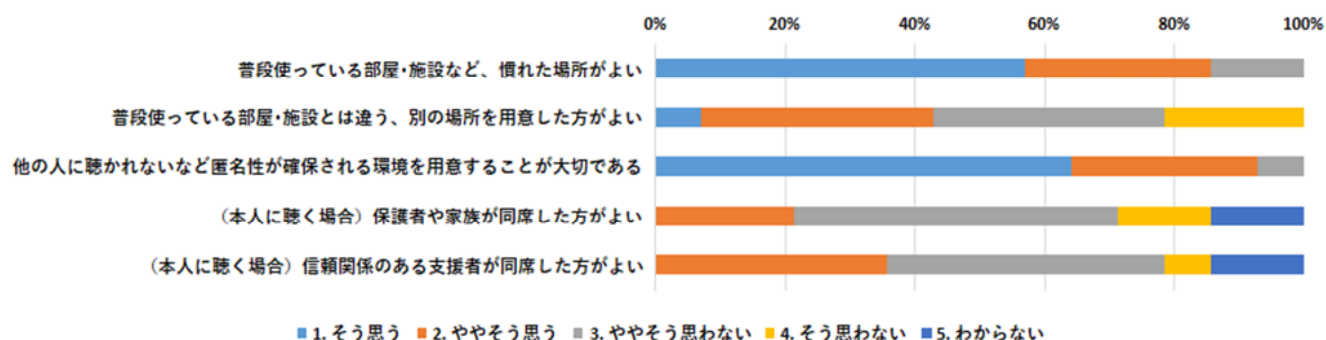
〈全体〉



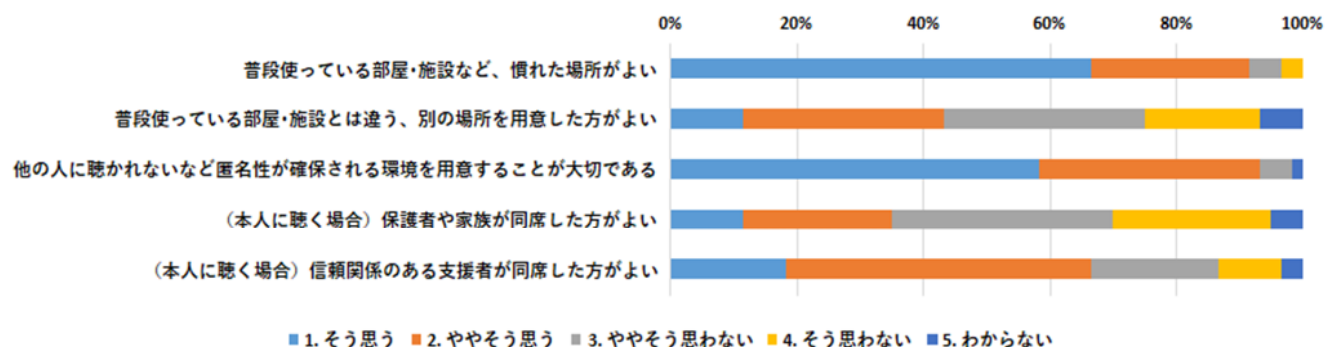
学校教諭



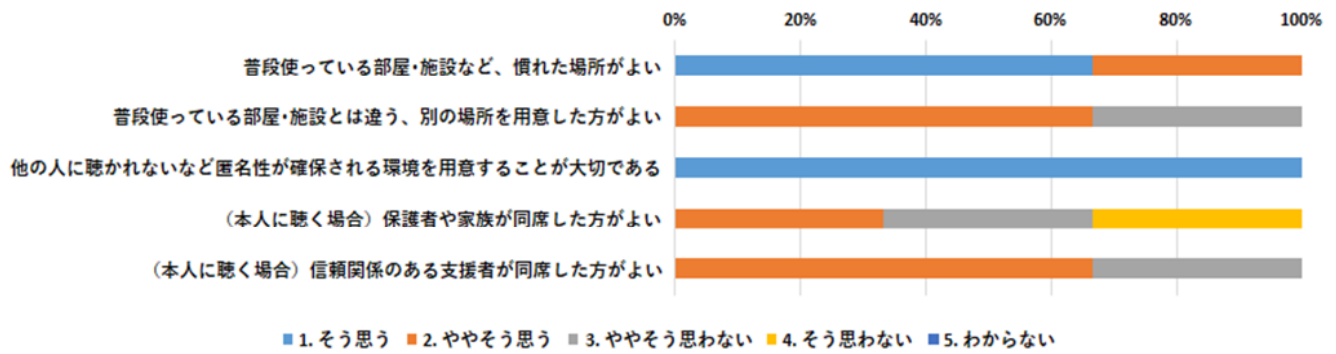
養護教諭



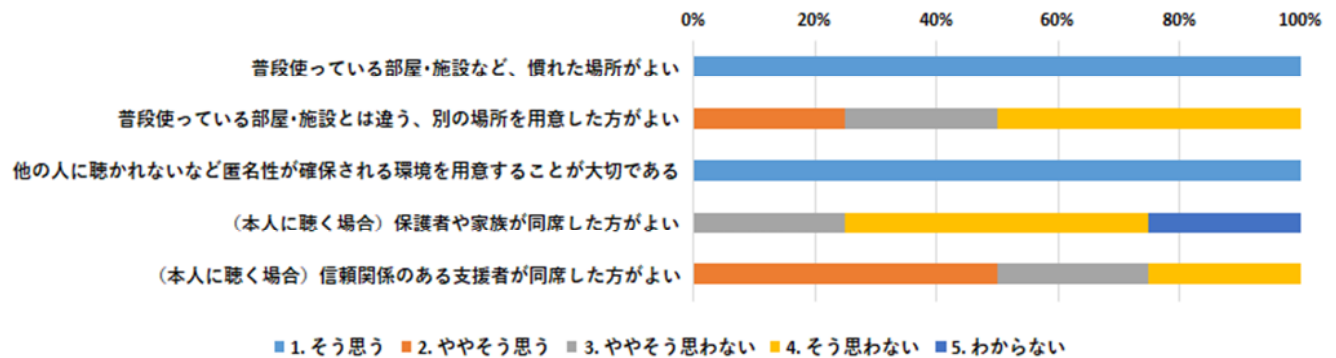
保育士・幼稚園教諭



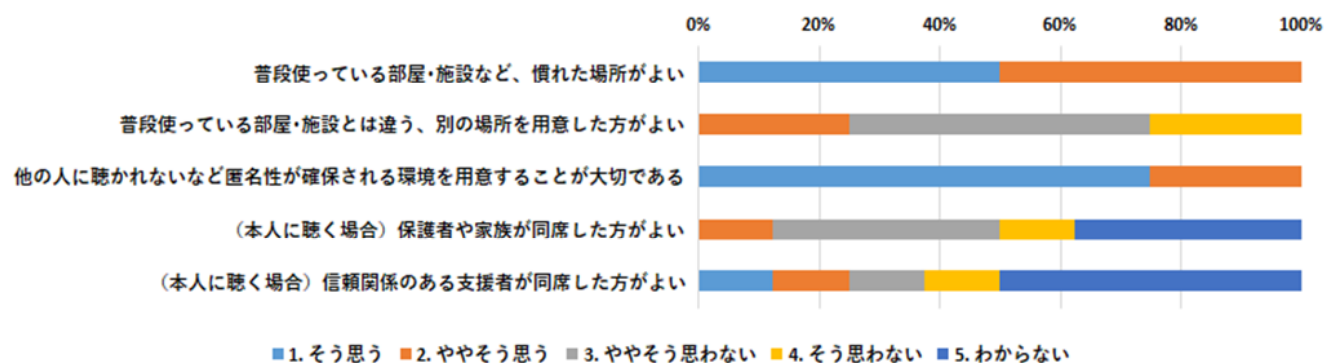
社会福祉士



精神保健福祉士

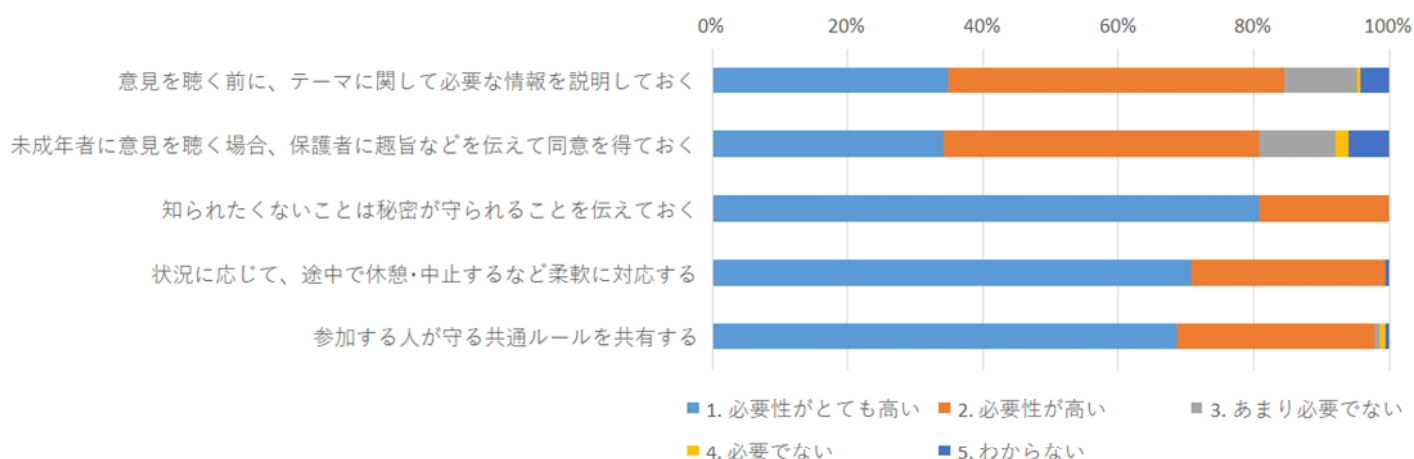


心理士

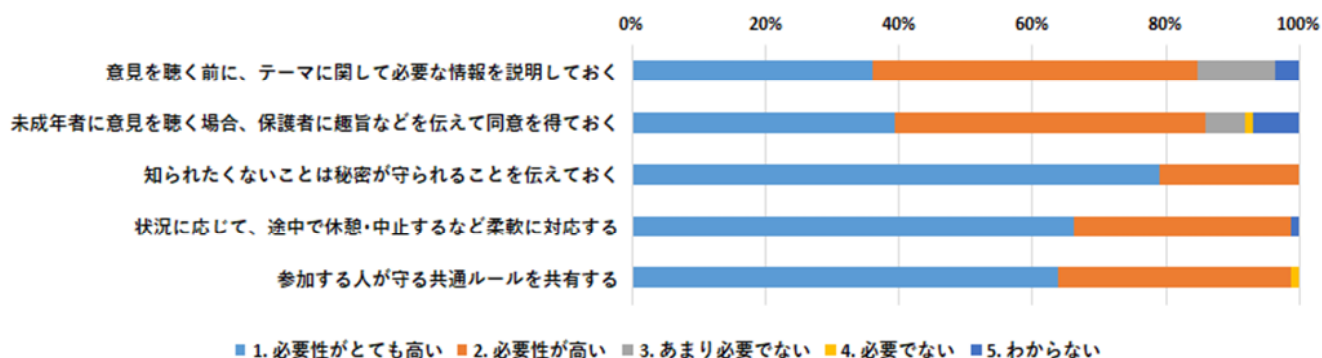


Q15 意見を聴くときに必要な配慮について、お答えください。

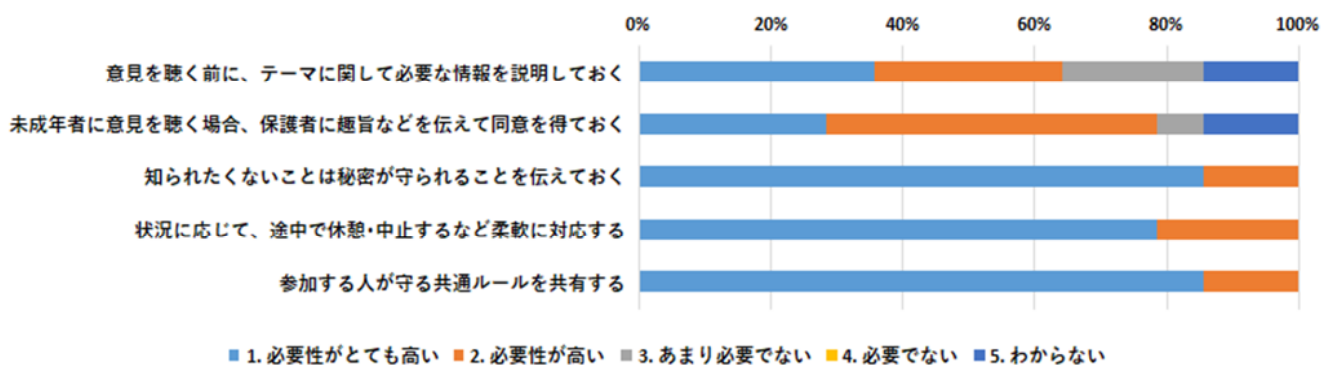
〈全体〉



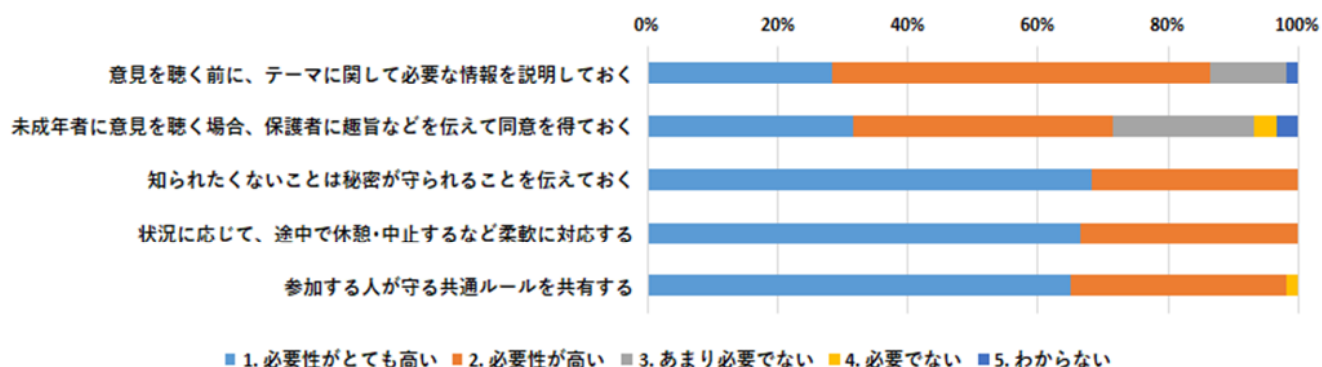
学校教諭



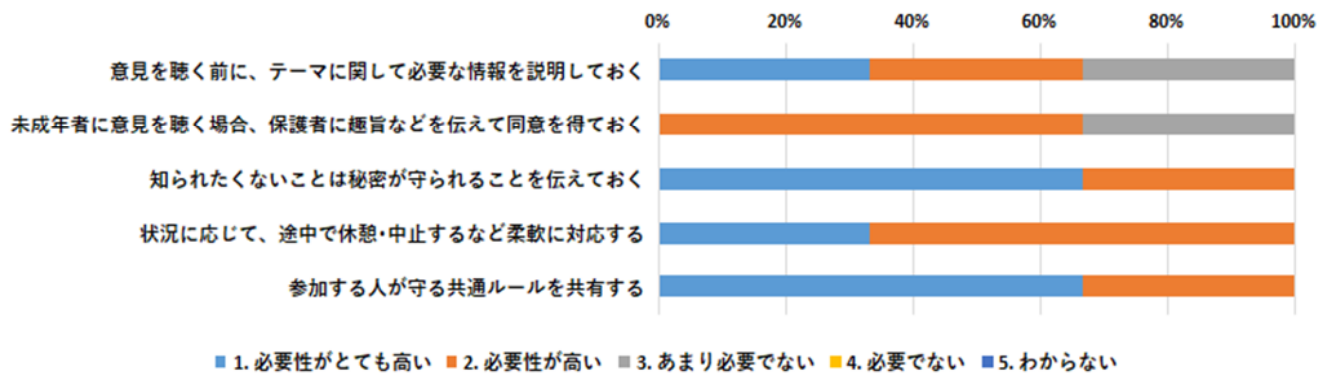
養護教諭



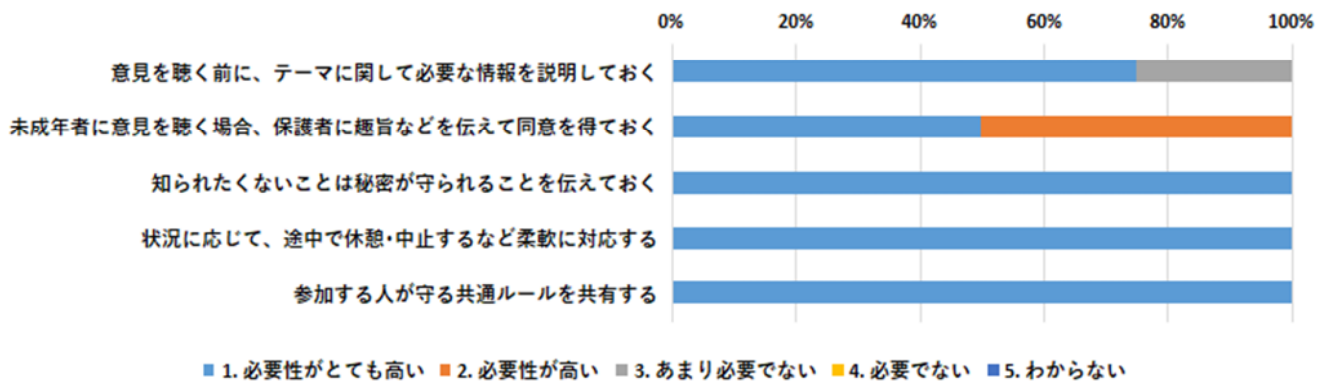
幼稚園・保育教諭



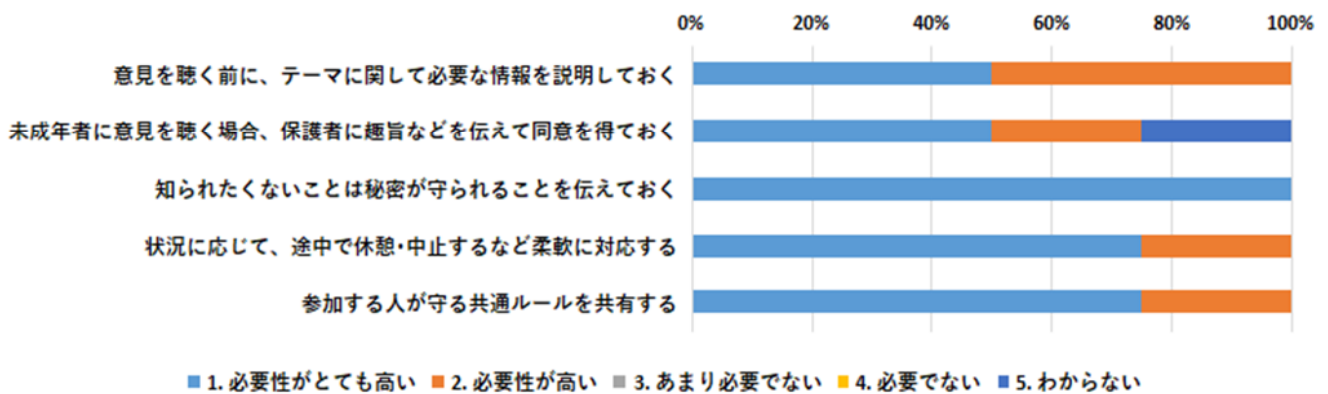
社会福祉士



精神保健福祉士



心理士



(仮称) **こども・若者参加条例** 条文構成案 について

1. 条文構成案

1. 前文
2. 目的
3. 定義
4. 基本理念
5. こども・若者の意見表明
6. こども・若者の参加
7. 市の役割
8. 保護者の役割
9. 育ち学ぶ施設の役割
10. 団体の役割
11. 市民等の役割
12. こども・若者施策に対するこども等の意見の反映
13. 若者参加の環境整備
14. 声を聴かれにくいこども・若者の意見反映の環境整備
15. 人材養成
16. 周知啓発
17. 推進体制
18. 評価と検証
19. こどもの権利擁護

2. 各項目に記載する内容

1. 前文

★こども・若者による条例検討部会等の内容を踏まえ、こども・若者の想いを文章化

2. 目的

児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、こども基本法（令和4年法律第77号）その他関連する法令などに基づき、すべてのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現をめざして、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会

を保障するため、市、市民等、団体、保護者及び育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、一人ひとりのこども・若者を真ん中において、市、市民等、団体、保護者及び育ち学ぶ施設などが相互に協力することで、こどもや若者が幸せに暮らし、笑顔あふれるこども・若者の成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられるまちを実現することを目的とする。

3. 定義

- ・こども・・・18歳未満のすべての者、その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- ・若者・・・おおむね18歳以降からおおむね30歳未満のすべての者
- ・保護者・・・こどもを現に養育する親と里親その他の親に代わりこどもを養育する者
- ・市・・・市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長
- ・市民等・・・市内に在住、在勤又は在学する者及び事業者
- ・団体・・・市内で活動している団体
- ・育ち学ぶ施設・・・保育所、幼稚園、認定こども園、学校等のこども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設
- ・こども・若者施策・・・こども・若者に対する支援等を主たる目的とする施策及びこども・若者の生活に影響を与える施策
- ・意見・・・論理的に整理された考え、言語化された意見のみならず、表情や身振りなど非言語のコミュニケーション形態を含む

4. 基本理念

★子どもの権利条約やこども基本法において規定される、こども・若者の基本的人権の尊重を前提とする条例であること、こども・若者を権利の主体としてとらえ、こども・若者を真ん中にして、こども・若者の最善の利益の実現に努めること等、本条例における基本理念を規定★

1. こども・若者は、基本的人権が尊重され、あらゆる差別をされない
2. こども・若者は、適切に養育され、健やかに成長する機会が与えられる
3. こども・若者の意見表明権
4. こども・若者の最善の利益が優先される 等

5. こども・若者の意見表明

- 1 こども・若者は、自分の意見を自由に表明することができ、それが尊重される。
- 2 こども・若者は、自分の意見の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けない。
- 3 こども・若者は、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するものとする。

6. こども・若者の参加

こども・若者はまちづくり及び多様な社会的活動に参加することができる。

7. 市の役割

市は、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会を保障するため、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。

8. 保護者の役割

保護者は、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会についての理解を深め、こども・若者の年齢や成長等に応じてその権利が保障されるよう努めるものとする。

9. 育ち学ぶ施設の役割

育ち学ぶ施設は、こども・若者の健やかな成長に重要な役割を持つことに鑑み、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会についての理解を深め、市、保護者、団体、市民等と協力し、こども・若者の意見表明やまちづくりへの参加を支援するよう努めるものとする。

10. 団体の役割

団体は、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会についての理解を深め、こども・若者が関わる活動や事業などに関して、こども・若者の意見聴取やこども・若者の参加に努めるものとする。

11. 市民等の役割

市民等は、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会についての理解を深め、こども・若者の年齢や成長等に応じてその権利が保障されるよう努めるものとする。

12. こども・若者施策に対するこども等の意見の反映

- 1 市は、こども・若者施策を策定・実施・評価するときには、施策の対象となるこども・若者の意見を幅広く聴取して、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、施策へ反映するよう努める。
- 2 市は、こども・若者施策にこども・若者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずる。
- 3 市は、こども・若者が意見を表明しやすい環境の整備に努める。
- 4 市は、こども・若者から聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こども・若者に分かりやすく説明するよう努める。

13. 若者参加の環境整備

市は、付属機関等の委員を選任するときは、多様な意見が反映されるよう、若者の委員を公募等により登用するよう努める。

14. 声を聴かれにくいこども・若者の意見反映の環境整備

市は、年齢や発達などの理由により自分でうまく意思を伝えられないこども・若者に対して、その意思をくみ取り、必要に応じて意見を代弁する環境の整備に努める。

15. 人材養成

市は、こども・若者が意見表明しやすい安全・安心な場づくりや意見の形成及び表明を支援する人材の養成等のための取組を行う。

16. 周知啓発

- 1 市は、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会について、こども・若者、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設が理解を深められるよう、周知啓発を行うものとする。
- 2 育ち学ぶ施設は、自らの施設における、こども・若者の意見聴取や参加に関する取り組みについて、広く周知するよう努めるものとする。

17. 推進体制

市は、この条例に基づき、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会が保障されるよう、必要な体制を整備し、子ども・若者未来計画に基づき、施策を実施するものとする。

18. 評価と検証

市が実施する、こども・若者の意見表明機会やまちづくりに参加する機会に関する施策の評価と検証は、川西市子ども・若者未来会議条例（平成 25 年条例第 18 号）に基づき設置される川西市子ども・若者未来会議が調査審議を行うものとする。

19. こどもの権利擁護

本条例に係る、こどもの権利の擁護および救済は、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例（平成 10 年条例第 24 号）に基づき設置される川西市子どもの人権オンブズパーソンが、調査、調整および勧告など必要な対応を講じるものとする。